

## 小鹿野町テイクアウト促進事業

### (おがニャッピーおうちでごはん券配布事業) 実施要項

- 1 事業主体  
西秩父商工会
- 2 事業目的  
新型コロナウイルス感染症の影響により売上が減少した町内の飲食店、旅館・民宿等を支援するため、おがニャッピーおうちでごはん券（以下、おうちでごはん券）を町民に配布し、町民の家計を助け、地域経済の活性化を図ることを目的とする。
- 3 おうちでごはん券の額面  
おうちでごはん券1枚あたり600円券の1種類。
- 4 おうちでごはん券5枚（合計3,000円）を1組として町民に配布する。
- 5 おうちでごはん券の配布方法  
小鹿野町から全町民へ世帯ごとに郵送（簡易書留）で配布する。
- 6 おうちでごはん券の配布対象者  
令和2年6月10日現在 小鹿野町の住民基本台帳に記載のある者。
- 7 おうちでごはん券の有効期間  
令和2年7月18日（土）から令和2年12月31日（木）まで。
- 8 おうちでごはん券 取扱事業者の募集方法  
対象事業者への周知。また 広報おがの、小鹿野町のホームページ、西秩父商工会のホームページで募集する。

9 おうちでごはん券の取扱い事業者となれる者

弁当および総菜等をテイクアウトや出前の販売に関する許認可を有し、次の各号のいずれかを満たす事業者であって、保健所の指導を厳守する者。

(1) 小鹿野町内において営業する飲食店または仕出し等を行う事業者。

(2) 小鹿野町内において営業する宿泊業者。

(3) 本事業の取扱い事業者登録をした者。

10 取扱事業者の申込方法

別紙様式「おがニャッピーおうちでごはん券」取扱店申込書を記入の上、西秩父商工会内に持参する。なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から FAX および電子メールでの申込も可能とする。FAX でのお申込みの方には、西秩父商工会より確認の電話をする。

11 取扱事業者の申込受付期間

令和2年11月30日(月)までの土曜日、日曜日、祝祭日をのぞく期間で9時00分から17時00分までとする。

12 取扱事業者の登録料

取扱事業者の登録料は無料とする

13 取扱事業者の厳守事項等

(1) おうちでごはん券は参加事業者の店舗におけるテイクアウト・出前および店内飲食において使用可能。

(2) おうちでごはん券は換金できない。

(3) おうちでごはん券額面以下の使用であっても、つり銭は支払わない。

(4) 次のような券は無効となるので受け取らない

- ・使用期間を過ぎたもの
- ・表面にナンバリングの無いもの
- ・裏面に取扱い店印のあるもの
- ・表面に見本券の印刷 押印のあるもの
- ・打抜機にて穴開けされたものおよび甚だしく汚損し判別し難いもの

(5) おうちでごはん券の盗難・紛失または偽造、変造、模造等に対して発行者（西秩父商工会）は責を負わない。

#### 1.4 取扱事業者の責務

取扱事業者はその店舗（取扱店舗）で、次に掲げる事項を遵守すること。

(1) 取扱店舗は、おうちでごはん券が使用できる店舗であることが明確になるよう、西秩父商工会が配布する取扱店証を消費者が分かりやすい場所に掲示する。

(2) 使用されるおうちでごはん券は、事務局が事前に配布する見本と間違いないか確認する。なお、色合いが明らかに違うなど、偽造されたおうちでごはん券と判別できる場合は、券の受け取りを拒否するとともに、その事実を速やかに西秩父商工会にも報告する。おうちでごはん券の見本については、レジ担当者や商品券を取り扱うすべての方に周知する。

(3) 取引により、おうちでごはん券を受け取ったときには、再流出を避けるため 券裏面の取扱店欄に取扱店印を押印することとし、他の取扱店印のあるものは受け取りを拒否すること。

(4) おうちでごはん券の交換及び売買は行わない。有効期間中におけるテイクアウト・出前および店内飲食により得られた おうちでごはん券のみ換金可能となる。

(5) 取扱店案内チラシの作成などに関し、西秩父商工会に協力すること。

## 1 5 換金について

### (1) 換金方法

使用済みおうちでごはん券とともに換金申込書を西秩父商工会まで持参。西秩父商工会から指定する金融機関に振り込むことにより支払う。なお、換金手続きは以下のとおり 月2回とする。

- ・ 15日締めでとりまとめた分→月末振込

- ・ 月末締めで取りまとめた分→翌月15日振込

※ 振込日が銀行休業日の場合は、翌営業日とする。

初回換金受付締切：令和2年7月31日（金）

初回振込日：令和2年8月17日（月）

最終換金受付締切：令和3年1月15日（金）

最終振込日：令和3年2月1日（月）

- ### (2) 指定金融機関
- 埼玉りそな銀行 小鹿野支店  
埼玉信用組合 小鹿野支店

### (3) 換金（振込）手数料

無料（振込手数料は西秩父商工会が負担）

- ## 1 6 この要項に記載されていないものは小鹿野町と西秩父商工会で協議し、別途定める。

附 記 本要項は令和2年6月11日制定施行する。  
本要項は令和2年7月2日改定施行する。